

令和3年松前町告示第22号

令和3年度松前町介護老人福祉施設開設準備経費補助金交付要綱を次のように公表する。

令和3年3月30日

松前町長 岡本 靖

令和3年度松前町介護老人福祉施設開設準備経費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松前町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3年3月策定）に基づき、介護サービス事業者が行う介護老人福祉施設の開設の準備（以下「補助対象事業」という。）の際に必要な初度経費について、町が予算の範囲内で令和3年度松前町介護老人福祉施設開設準備経費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に介護老人福祉施設を開設しようとする者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、前条の施設の開設に際して必要な準備経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 職員訓練期間中の雇上げに係る経費（最大6月）
- (2) 職員募集経費
- (3) 開設のための普及啓発経費
- (4) その他事業の立ち上げに必要な経費

(補助金額)

第4条 補助金の額は、愛媛県が定める介護施設開設準備経費助成事業実施要綱（平成27年6月9日施行）別記1の3（1）の規定に基づき算出した額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、介護老人福祉施設開設準備経費補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(仕入れに係る消費税等相当額の取扱い)

第6条 補助対象者は、前条に規定する交付申請書を提出するに当たり、補助金の仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、第5条の規定により申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは補助金の交付を決定し介護老人福祉施設開設準備経費補助金交付決

定通知書（様式第2号）により、不相当と認めたときはその旨を当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による決定の際、補助金の目的を達成するため、必要に応じ指示し、又は条件を付すものとする。

（補助金の変更承認申請）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、同項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）について、次のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ介護老人福祉施設開設準備経費変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容の変更

(2) 事業費総額の20パーセントを超える変更

(3) 補助金の交付決定額が増額し、又は減額されることとなる変更

2 町長は、前項の規定により変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは介護老人福祉施設開設準備経費変更承認通知書（様式第4号）により、不相当と認めたときはその旨を補助事業者に通ずるものとする。

（補助事業の中止及び廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ介護老人福祉施設開設準備中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により中止（廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、書面により補助事業者に通ずるものとする。

3 町長は、前項の規定により補助金の中止又は廃止を承認した場合において、第15条の規定により補助金が既に概算払されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

（補助事業の遅延）

第10条 補助事業者は、予定の期日に補助事業が完了しない場合は、速やかに町長に報告して、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業完了の日から30日を経過する日又は当該補助事業が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、介護老人福祉施設開設準備経費補助金実績報告書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第6条ただし書に該当する交付申請をした場合は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金の仕入れに係る消費税等相当額が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を介護老人福祉施設開設準備経費補助金に係る仕入れに係る消費税相当額報告書（様式第7号）に参考となる書類を添えて速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 町長は、前条第1項に規定する実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に介護老人福祉施設開設準備経費補助金交付決定額確定通知書(様式第8号)を通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の額を確定した場合において、第15条の規定によりその額を超える補助金が既に概算払されているときは、過払いの補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条第1項の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、介護老人福祉施設開設準備経費補助金精算払請求書(様式第9号)により当該補助金の請求を行うものとする。

(補助金の交付)

第14条 町長は、前条の規定により請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、補助事業者が指定する金融機関等の口座に振り込むことにより行うものとする。

(補助金の概算払)

第15条 町長は、前条第1項の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の全部又は一部を概算払することがある。

2 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、介護老人福祉施設開設準備経費補助金概算払請求書(様式第10号)に関係書類を添えて、当該補助金の請求を行うものとする。

3 前条の規定は、概算払による補助金の交付について準用する。

(目的外使用の禁止)

第16条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第17条 町長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることがある。

(補助金の交付決定の取消し等)

第18条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) 実施要綱及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 正当な理由なく補助事業が予定の期日に完了しないとき。
- (4) 補助事業の実施について不正の行為があったとき。
- (5) その他適正な補助事業の執行が見込めないと判断したとき。

(書類の整理及び保管)

第19条 補助対象者は、補助事業の関係書類を整理し、事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第20条 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過するまで、町長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

（補則）

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（有効期限）

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第14条の規定については同年5月31日まで、第18条及び第19条の規定については同条に規定する期間が満了する日まで、第20条の規定については同条に規定する期間が満了する日まで、なおその効力を有する。